

広島県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市総領町下領家字大倉東山三八四の一、三八六の一、三八七、三八八の一から三八八の三まで、三八九の一、三八九の二、三九〇の一、三九〇の二、三九一から三九三まで、三九四の一から三九四の三まで、三九八、三九九の一、四〇〇の一から四〇〇の三まで、字二番滝平四〇一の一から四〇一の三まで、字丑ヶ谷西山四三八の一、四三八の二、四三九、字丑ヶ谷五九三、五九九、六〇〇、六〇一の一から六〇一の三まで、字大倉一一五七から一一五九まで、一一六二、字二番滝一一七〇の一、一一七〇の二、一一七一、一一七二、甲一一七三、乙一一七三、丙一一七三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐その他特別の場合の伐採にかかるものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）